

# EDGEMATRIX アプリケーションパートナー規約

本規約は、EDGEMATRIX 株式会社（以下「当社」といいます。）が、本サービス（第 2 条で定義します。）を提供するに際して、その利用者（以下「パートナー」といいます。）との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めます。

当社とパートナーとの間において、本規約は、本契約の内容となります。

本サービスの提供は、パートナーが、本規約の全文を確認し、かつ、本契約の締結手続き（第 4 条に規定します。）を含むそのすべての適用に同意したことを前提条件とします。このような同意がない限り、パートナーは本サービスを利用できません。本サービスを利用したとき、パートナーは本規約の全文を確認し、かつ、そのすべての適用に同意したとみなします。

## 第 1 条(目的および適用)

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社とパートナーとの間の権利義務関係の設定を目的とし、当社とパートナーとの間の本サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。
2. 本規約およびその別紙（本規約で言及するリンク先の当社ウェブサイトを含みます。）は、本契約の内容を構成します。本規約と別紙の規定との間に抵触または矛盾があるとき、別紙の内容が優先して、適用されます。本規約の他の条項で「本規約」または「本契約」というとき、別紙およびその内容を含みます。
3. 本規約の内容と、申込書の規定との間に、抵触または矛盾があるとき、申込書の規定が優先して、適用されます。

## 第 2 条(定義)

本規約では、次の各用語は、次の意味を有します。

- (1) 当社関係者  
当社の子会社および関連会社その他関係会社ならびに取引提携先
- (2) 本契約  
本規約の規定に基づき、当社とパートナーとの間で成立する本サービスの利用に関する契約
- (3) 本サービス  
EDGEMATRIX ストアにおけるパートナーアプリケーションの販売の機会の提供、ユーザーに対するアプリ利用料金の請求代行、EDGEMATRIX Stream Toolkit の提供
- (4) 申込書  
本契約の締結に必要な当社所定の書類。当社所定のフォームに必要な情報を入力の場合、パートナーが当社にオンラインにより送信したものを含みます。

- (5) 知的財産  
発明、考案、意匠および著作権その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用の可能性のあるものを含みます。)、商標ならびに営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報
- (6) 知的財産権  
特許権、実用新案権、意匠権および著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。)ならびに商標その他の知的財産に関して法令により定められた権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利および商標登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含みます。)
- (7) 法令  
法律、政令、規則、基準およびガイドライン
- (8) 不可抗力  
天災地変(火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られないものとします。)、疫病、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象
- (9) 反社会的勢力  
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
- (10) エッジ AI  
データが生成される現場または近傍で行われる AI の処理
- (11) エッジ AI デバイス  
エッジ AI を実行し、それにより生成されたデータをユーザーに伝送する装置
- (12) Edge AI Box  
当社が提供するエッジ AI デバイス
- (13) AI アプリケーション  
エッジ AI を実行できるアプリケーション
- (14) Web アプリケーション  
AI アプリケーションから得られるデータの収集、分析、可視化、制御などの機能を備えた、Web 上のアプリケーション
- (15) パートナーアプリケーション  
パートナーが EDGEMATRIX サービス上に提供するアプリケーション  
パートナーアプリケーションの種類は、AI アプリケーションと Web アプリケーションの 2 種類となります。
- (16) アプリ利用料金  
ユーザーが、パートナーアプリケーションを利用することの対価として、パートナーに対して支払うべき料金
- (17) ユーザー  
EDGEMATRIX サービス利用規約の規定に従って、EDGEMATRIX サービスを利用する法人または団体  
EDGEMATRIX サービス利用規約の詳細は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとな

ります。

[https://ams.is.edgematrix.com/pdf/edgematrix\\_service\\_tos.pdf](https://ams.is.edgematrix.com/pdf/edgematrix_service_tos.pdf)

(18)EDGEMATRIX サービス

当社がユーザーに対して提供する、映像のエッジ AI に関するサービス  
EDGEMATRIX サービスの詳細は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとなります。

<https://service.edgematrix.com/>

(19)EDGEMATRIX ストア

EDGEMATRIX サービスのうち、パートナーアプリケーションの流通に関するサービス  
EDGEMATRIX ストアの詳細は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとなります。

<https://service.edgematrix.com/store/>

(20)EDGEMATRIX Stream Toolkit

EDGEMATRIX サービス上で利用できる AI アプリケーションの開発支援ツール

### 第 3 条(本規約の変更)

1. 当社は、パートナーの一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情若しくは本サービスに関する実情の変化若しくは法令の変更その他合理的な事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更に係る規定に基づき、本サービスの目的に反しない範囲で本規約の内容を変更できます。
2. 当社は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、当社ウェブサイト上に表示または当社の定める方法によりパートナーに通知することで、パートナーに周知するものとします。ただし、法令上パートナーの同意が必要となる変更を行う場合は、当社が適当と判断した方法により同意を得るものとします。
3. 当社が本規約を変更した場合において、パートナーが変更の効力発生日後に本サービスを利用したときは、法令上その効力を否定される場合を除き、パートナーが変更後の本規約に同意したものとみなされます。

### 第 4 条(本契約の締結)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、当社に対し、申込書を提出することで、本契約の締結を申し込みます。
2. 申込者は、申込書に、当社の所定の事項を記載します。
3. 申込者は、当社が申込書に記載された内容の真実性を確認するために書類等の提示又は提出の求めたとき、これに応じるものとします。
4. 申込者は、当社に対し、申込書の提出時点で、次の各号の事項の真実性を表明し保証します。
  - (1) 申込者が、本契約を締結する正当な権限を有すること
  - (2) 申込者が、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したこと
  - (3) 申込者が、当社に対し、本サービスの利用の申込みの可否の検討に影響を与えうる重要な事実をすべて開示したこと
  - (4) 申込書の記載内容その他申込者から当社に対し、開示された事項がいずれも真実であること

- (5) 申込者が、過去に、本サービスの利用に関し、当社との間の契約に違反した者でないこと
- (6) 申込者が、反社会的勢力に該当する者または関与する者でないこと
- 5. 次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができます。当社は、申込者に対し、その申込みを承諾しない理由を開示する義務を負いません。
  - (1) 申込書が、第2項の当社の所定事項の記載を欠くとき
  - (2) 前項の表明保証に反するおそれまたは現実の違反があるとき
  - (3) その他申込者による本サービスの利用を承認することが適当でないと当社が判断するとき
- 6. 申込書の到達後、7営業日以内に、当社が、申込者に対し、その申込みの承諾の有無を通知しないとき、その申込みは承諾されなかったものとみなします。
- 7. 本契約は、当社が、申込者に対し、申込書による申込みについて、承諾の意思表示を通知した時に成立します。
- 8. 当社は、申込者について、次の各号のいずれかの原因により生じた権利または利益の侵害に起因し、または、関連する損害の一切について、責任を負いません。
  - (1) 申込みに対する承諾の有無の通知の留保
  - (2) 申込みへの不承諾

## 第5条(本サービスの提供等)

- 1. 当社は、パートナーに対し、本サービスを、本規約および適用法令を遵守して提供します。
- 2. 本サービスの提供区域は、日本国内に限ります。
- 3. 当社は、本サービスの提供およびそれに関連する業務の全部または一部を、当社関係者その他第三者に対し、委託できます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理します。
- 4. 当社は、本サービスがパートナーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、他者の権利権益を侵害していないこと、継続的に利用できることおよび不具合が生じないことについて、いかなる保証もしません。

## 第6条(パートナーアプリケーションの提供・Edge AI Box の購入)

- 1. パートナーは、本サービスの利用にあたり、自己の費用と責任で、パートナーアプリケーションを用意するものとします。
- 2. パートナーは、本規約を遵守することを条件として、EDGEMATRIX ストアにパートナーアプリケーションを掲載し EDGEMATRIX ストアを経由してユーザーへ提供することができるものとします。ただし、EDGEMATRIX ストアにおけるパートナーアプリケーションの表示方法、位置、その他条件の詳細は、当社と相談のうえ決定するものとします。
- 3. 前項で定めるパートナーアプリケーションの提供形態は、下記各号のいずれかによるものとします。
  - (1) ユーザーが AI アプリケーションの利用にあたり当該 AI アプリケーションと連携した Web アプリケーションが不要であると当社およびパートナーが協議の上判断するとき、AI アプリケーションのみを提供する

- (2) ユーザーが AI アプリケーションの利用にあたり当該 AI アプリケーションと連携した Web アプリケーションが必要であると当社およびパートナーが協議の上判断するときは、AI アプリケーションと、当該 AI アプリケーションと連携した Web アプリケーションをセットで提供する
4. パートナーは、パートナーアプリケーションにつき、自己の費用と責任で、その利用規約を制定し、ユーザーに対して明示するものとします。
5. パートナーは、前項にて定めるパートナーアプリケーションの利用規約について当社が改訂等を求めた場合は、その可否についての協議に応じるものとします。
6. 前各項に加え、パートナーは、本サービスの利用にあたり、自己の費用と責任で、Edge AI Box を 1 台以上購入しなければならないものとします。
7. パートナーは、当社に対して、第 10 条(本サービス利用料・請求代行手数料)にて定める本サービス利用料とは別に、Edge AI Box の購入代金を、本契約の契約開始日が属する月の翌月の末日までに、当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料など支払いに要する費用は、パートナーが負担するものとします。

#### 第 7 条(運用保守等)

1. パートナーは、パートナーアプリケーションにつき、自己の費用と責任で、運用保守(アップデートやバージョンアップ等の対応を含みますが、これらに限られないものとします。以下、同じとします。)をするものとします。
2. パートナーは、パートナーアプリケーションにつき、障害発生時を含み、ユーザーからの問い合わせ(苦情やクレームを含みますが、これらに限られないものとします。以下、同じとします。)があったときは、自己の費用と責任で対応し、解決するものとします。
3. 前項の規定にもかかわらず、パートナーアプリケーションにつき、ユーザーから当社に対して問い合わせがあり、当社にて解決できる内容の場合は当社で対応できるものとします。この場合、当社がパートナーに対して協力を求めた場合、パートナーは当社に対して最大限の協力をするものとします。
4. 当社は、パートナーアプリケーションが、当社またはユーザーに損害を与え、もしくは与える可能性が高いと当社が判断した場合、第 13 条(サービスの提供停止)に記載された対応に加えユーザーがインストール済の Edge AI Box から当該 AI アプリケーションを削除することができるものとします。
5. 当社は、パートナーアプリケーションに不具合があることを確認した場合、パートナーに当該パートナーアプリケーションの改修を求めることができるものとします。また、当該パートナーアプリケーションの不具合が解消されたことを確認するまで、第 13 条(サービスの提供停止)に記載された対応に加えユーザーがインストール済の Edge AI Box からパートナーアプリケーションを非表示化することができるものとします。

#### 第 8 条(仕様・遵守事項)

パートナーは、パートナーアプリケーションにつき、当社から提供される資料等に従い、下記要件を遵守するものとします。

- (1) 当社サービス仕様に基づいていること
- (2) AI アプリケーションについては、EDGEMATRIX Stream Toolkit を利用して開発しているこ

- と
- (3) Web アプリケーションについては、セットで提供する AI アプリケーションと連携していること
  - (4) ユーザーが通常の方法で利用するにあたり、バグやクラッシュなど明らかな技術上の問題がなく正常に動作するよう、Edge AI Box を使用してテストし、安全性および通信性を確保していること
  - (5) 安全性および通信性に問題等が発生した場合に、自己の費用と責任で遅滞なく解決できること
  - (6) 安全性および通信性に問題等が発生した場合に、その内容、対応策および復旧日程などを当社に対して遅滞なく報告すること
  - (7) パートナーの名称、問い合わせ先(電話番号、メールアドレス等)、アプリケーションの詳細情報、および利用料金がユーザーに対して明示されていること
  - (8) 法令に違反するコンテンツ、差別的な内容のコンテンツ、反社会的勢力を助長するコンテンツ、その他公序良俗に反するコンテンツが含まれていないこと

#### 第 9 条(知的財産権等)

1. 本サービス、当社ウェブサイト、または当社サービス(EDGEMATRIX サービスを含みますが、これらに限られないものとします。以下、同じとします。)に関する知的財産権およびその他一切の財産権は、当社または当社に使用を許諾している第三者に帰属しており、本契約の締結により、パートナーに対して譲渡または本規約に定める以上の使用許諾を行うものではありません。
2. パートナーアプリケーションの知的財産権およびその他一切の財産権については、パートナーまたはパートナーにそれらの権利の使用を許諾している者に帰属しており、当社は本サービスの提供に必要な範囲に限り、当社サービス、当社ウェブサイト、およびその他媒体において、それらの権利を使用できるものとします。
3. パートナーは当社に対して、パートナーアプリケーションについて、著作人格権を正当な理由なく行使しないものとします。
4. パートナーは、パートナーアプリケーションについて、パートナー以外の第三者の知的財産権およびその他一切の財産権が存在する場合、事前に自己の費用と責任で、それらの権利を当社およびパートナーが使用することについて当該第三者から使用許諾を得るものとします。
5. パートナーは、パートナーアプリケーションについて、パートナー以外の第三者の著作人格権が存在する場合、事前に自己の費用と責任で、当該第三者から当社およびパートナーに対して当該著作人格権を正当な理由なく行使しないことにつき同意を得るものとします。

#### 第 10 条(本サービス利用料・請求代行手数料)

1. パートナーは、当社に対して、本サービスの利用の対価として、アプリ利用料金の金額に、当社とパートナーとの間で別途合意した料率を乗じた金額(税別)(以下「請求代行手数料」といいます)を支払うものとします。
2. 当社は、請求代行手数料を、次条に基づきパートナーに支払うアプリ利用料金から差し

引く方法により精算するものとし、パートナーは当該方法により当社に請求代行手数料を支払うものとします。

#### 第 11 条(アプリ利用料金等)

1. アプリ利用料金は月額料金となり、パートナーは、その裁量によりアプリ利用料金を決めるものとします。ただし、合理性を欠く利用料金や公序良俗に反するアプリ利用料金については、当社の裁量により無効とできるものとします。
2. 当社は、パートナーが設定したアプリ利用料金で、ユーザーがパートナーアプリケーションを EDGEMATRIX サービス上で利用できるようにし、ユーザーからアプリ利用料金を回収するものとします。
3. 当社はパートナーに対し、ユーザーから回収したアプリ利用料金から請求代行手数料を差し引いた金額を、ユーザーが利用した月の翌々月の末日までに、パートナーの指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。
4. ユーザーがアプリ利用料金の支払いを怠ったとき、当社はその裁量により、当該ユーザーに対して、当社サービスの利用停止措置を講ずることができるものとします。この場合、当該措置によりユーザーが当社サービスを利用できなくなった日が属する月までのアプリ利用料金から請求代行手数料を差し引いた金額を、当社はパートナーに対して支払うものとします。

#### 第 12 条(秘密保持)

1. 当社およびパートナーは、本契約に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報及びその性質に鑑みて通常秘密として取り扱われるべき情報(以下「秘密情報」という。)を厳重に保管及び管理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示を受ける前に公知であったもの
  - (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
  - (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
  - (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
2. 当社およびパートナーは、相手方の書面による事前の承諾なく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、法令により開示義務を負うとき又は法律上権限ある公的機関により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとします。この場合、秘密情報を開示しようとする者は、合理的な事情があるときを除き、事前に相手方に通知しなければなりません。
3. 当社およびパートナーは、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製又は改変が必要なときは、あらかじめ相手方から書面により承諾を得なければなりません。
4. 当社およびパートナーは、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとします。

### 第 13 条(サービスの提供停止)

1. 当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止することができます。この場合、当社は、パートナーに対し、本サービスの提供を停止する旨を、提供停止の 30 日前までに、通知します。
2. 前項の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、パートナーに対する事前の通知なく、ただちに、本サービスの全部または一部の提供を停止できます。
  - (1) 当社サービスのネットワーク、システム、およびサーバーなど(以下、「当社システム等」といいます。)に異常、滅失、毀損、不備などがあるとき
  - (2) 本サービスの全部または一部の提供停止が法令遵守のため必要なとき
  - (3) 不可抗力により本サービスの全部または一部の提供が困難なとき
  - (4) 本サービスが利用する第三者のサービスの提供が停止したとき
  - (5) パートナーが本規約のいずれかの条項に違反したまたはそのおそれがあると当社が判断したとき
  - (6) パートナーアプリケーションが、ユーザーに対し重大な支障を与えると当社が判断したとき
  - (7) その他、当社が、本サービスの全部または一部の提供の停止が必要と判断したとき

### 第 14 条(本サービスの提供の終了)

当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービスの全部または一部の提供を終了できます。この場合、当社は、パートナーに対し、本サービスの提供を終了する旨を、終了日の 60 日前までに、通知します。

### 第 15 条(禁止事項)

パートナーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為もしくは犯罪行為に関連する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当社もしくは第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (4) ユーザーの判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5) 当社システム等に対して、コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを配信する行為
- (6) 当社システム等に過度な負担をかける行為
- (7) 当社システム等に不正にアクセスする行為、または不正なアクセスを試みる行為
- (8) 当社サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (9) 逆コンパイルまたは逆アSEMBル等、当社サービスを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為
- (10) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為



## 第 16 条(契約期間・中途解約)

1. 本契約の契約期間は、申込書に記載された申込日から 1 年間とします。
2. パートナーから、契約期間満了の 6 か月前までに当社指定の方法で更新の拒絶または契約条件の変更等の申し出がない場合には、本契約は、同じ条件で更に自動的に更新されるものとし、以降も同様とします

## 第 17 条(当社による契約解除)

当社は、パートナーが、次の各号のいずれかの事由に該当するとき、事前の通知または催告なく、本契約の全部または一部を解除できます。

- (1) 第三者から差押え、仮差押え、競売、破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始などの申立てを受けたとき、または自ら破産手続、民事再生手続、特定調停、特別清算もしくは会社更生手続の開始などの申立てをしたとき
- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき
- (3) 租税公課を滞納し督促を受け、または租税債権の保全処分を受けたとき
- (4) 所轄官庁から営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分などを受けたとき
- (5) 解散、事業の廃止、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡または合併の決議をしたとき、または買収されたとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して法令に違反する行為をしたとき
- (7) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対し、30日以上応答しないとき
- (8) パートナーがその重大性を問わず、本契約上の表明保証または義務に違反したとき
- (9) その他、当社が本契約の継続を適当でないと判断したとき

## 第 18 条(契約終了に伴うユーザー対応)

1. 何らかの理由により本契約が終了する場合、パートナーは速やかにユーザーに対してパートナーアプリケーションの提供を終了することまたはパートナーアプリケーションが利用できなくなることを通知し、これによりユーザーが損害を被ることのないよう、ユーザーと締結した全ての契約について円満に解約する義務を負うものとし、
2. 前項の場合でも、当社は、自己の裁量により、本契約の終了前に生じたアプリ利用料金について請求代行することができるものとし、この場合、当該アプリ利用料金に関する限りにおいて、本契約の終了後も引き続き本契約の定めが適用されるものとし、当社が請求代行した AI アプリ利用料金については、引き続き本規約の定めに従い精算されるものとし、

## 第 19 条(補償)

1. パートナーは、次の各号のいずれかに該当するとき、自己の責任と負担で、当社および当社関係者を保護し、その被った損害(合理的な弁護士費用を含みます。)のすべてを補

償し、賠償するものとします。

- (1) 本サービスの利用に起因または関連して、パートナーが第三者の権利または利益を侵害するなどしたことを理由として、当社または当社関係者に対し、第三者からクレームまたは請求がなされたとき
  - (2) パートナーがその重大性を問わず、本契約の表明保証または義務に違反したことにより当社に損害が発生したとき
2. パートナーは、当社または当社関係者が前項第 1 号のクレームまたは請求などを受けたとき、または、パートナーが、本契約の表明保証または義務に違反したとき、当社の求めに応じ、自己の費用と責任により、当社の防御に必要な情報を提供するものとします。

## 第 20 条(免責及び責任制限)

1. 当社は、次の各号のいずれかに起因または関連して、パートナー、ユーザー、または、第三者が被った損害の責任を、請求原因のいかんにかかわらず、負わないものとします。
  - (1) 本契約の終了
  - (2) 本サービスの提供、提供停止、提供終了または変更
  - (3) パートナーによる本契約の表明保証または義務に違反
  - (4) 不可抗力を含む当社の責めに帰すことができない事由による本サービスの全部または一部の使用または利用不能
  - (5) その他本サービスに関連して生じた当社の責めに帰すべからざる事由
2. 前項の規定にもかかわらず、当社が、パートナー、ユーザー、または、第三者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲、額、および請求期間は、次の各号のとおりとします。
  - (1) 損害の範囲は、これらの者自身に現実に生じた直接かつ通常の損害に限られるものとします。逸失利益を含む特別損害は、その予見または予見可能性の有無にかかわらず、損害の範囲に含まれません。
  - (2) 損害額は、当社がパートナーから受領した直近 6 ヶ月分の請求代行手数料の総額を上限とします。
  - (3) 損害の請求期間は、損害発生の原因となるできごとが発生してから 6 ヶ月間、もしくは本契約終了後 6 ヶ月間のうち、請求期間の終了日が早く到来するほうとなります。当該請求期間内に、当社に対して書面による請求がなされなかった場合、当社に対する損害請求の権利は失効するものとします。
3. 前2項は、損害が当社の故意もしくは重過失のみによって生じたときには適用されないものとします。

## 第 21 条(個人情報)

1. 当社は、申込書などに、個人情報保護法の個人情報その他個人に関する情報または同法の匿名加工情報(以下「プライバシー情報」といいます。)が含まれるとき、当社プライバシーポリシー(<https://edgematrix.com/privacy/>)にしたがい、これを取り扱い、法令を遵守します。
2. 本サービスの利用にあたって、パートナーから提出された申込書などにプライバシー情報が含まれるとき、パートナーは、当社に対し、その旨を明示し、かつ、次の各号の事実のすべてが、正確かつ真実であることを表明し、保証します。

- (1) パートナーがそのプライバシー情報の取得および当社への提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、正当な権限を有していること
  - (2) パートナーが個人情報保護法その他適用法令を遵守していること(個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みます。)
3. パートナーは、自己の費用と責任で、個人情報保護法その他適用法令の遵守に必要な手続きの一切をとります。

## 第 22 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社およびパートナーは、反社会的勢力に所属または該当せず、かつ反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたって所属、該当、関与しないことを確約するものとします。
2. 当社またはパートナーは、相手方が反社会的勢力に所属、該当または関与していると判断した場合には、相手方に対して事前の何らの通知をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
3. 当社およびパートナーは、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、同意します。

## 第 23 条(地位の譲渡)

1. パートナーは、本規約および本契約に基づく権利または義務につき、第三者に対して、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスに関する事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約および本契約に基づく権利および義務ならびにパートナーの登録事項その他のパートナー情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、パートナーは、当該譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第 24 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部または一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、および条項の一部が無効または執行不能と判断された場合の当該条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第 25 条(言語)

本規約は、日本語版を正文とします。本規約の外国語訳が創出されるときであっても、その外国語訳と正文との間で意味または意図に矛盾または相違がある場合は、正文が優先します。

## 第 26 条(連絡・通知)

1. パートナーから当社に対する本サービスに関する問い合わせその他の連絡または通知

- は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 当社からパートナーに対する本サービスに関する連絡または通知は、申込書に含まれるメールアドレスに電子メールを送る方法その他当社の定める方法によって行うものとします。当社が申込書に含まれるメールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行った場合、パートナーは当該連絡または通知を受領したものとみなします。
  3. パートナーは申込書に含まれるメールアドレスその他の連絡先を変更したときは、当社に対して遅滞なく連絡するものとします。

## 第 27 条(協議)

本規約に定めのない事項については、当社とパートナーとの間で誠意をもって協議解決するものとします。

## 第 28 条(準拠法および管轄裁判所)

本規約および本契約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本契約に関する当社とパートナーとの間における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

## 第 29 条(存続条項)

第 9 条(知的財産権等)、第 12 条(秘密保持)、第 18 条(契約終了に伴うユーザー対応)、第 19 条(補償)、第 20 条(免責及び責任制限)、第 22 条(反社会的勢力の排除)3 項、第 23 条(地位の譲渡)、第 24 条(分離可能性)、第 25 条(言語)、第 28 条(準拠法および管轄裁判所)、および本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。但し、第 12 条(秘密保持)については、本契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

## 附則

(2020 年 5 月 14 日制定)

(2020 年 6 月 2 日改定)

(2020 年 6 月 17 日改定)

(2020 年 9 月 8 日改定)